変更の事由及び時期を記載した書類

フリガナ 設置者	ガッコウホウジン　メイジョウダイガク 学校法人　名城大学
フリガナ 大学の名称	メイジョウダイガクダイガクイン 名城大学大学院
大学本部の位置	愛知県名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地
届出の内容	研究科の専攻の名称変更 （現在の名称） 理工学研究科 英訳名 (Graduate School of Science and Technology) → （変更後の名称） 理工学研究科 英訳名 (Graduate School of Science and Technology) 電気電子・情報・材料工学専攻 英訳名 （Department of Electrical and Electronic, Information, and Materials Engineering） → 電気・情報・材料・物質工学専攻 英訳名 （Department of Electrical, Information, and Materials Science Engineering）

	届出学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	変更時期及び対象年次	所在地
届出学部等の概要	理工学研究科 電気・情報・材料・物質工学専攻	年 3	人 10	年次 人 －	人 30	博士 （工学）	平成31年4月 第1年次	愛知県名古屋市 天白区塩釜口一丁目 501番地

（1）名称変更の事由

本学理工学研究科において「電気電子・情報・材料工学専攻」（博士後期課程）は、「電気電子工学専攻」（博士前期課程）、「情報工学専攻」（修士課程）、「材料機能工学専攻」（修士課程）の修了生がさらに研究を深めるための進学先となっているが、平成29年4月に設置された「応用化学専攻」（修士課程）の受け入れ先について本学理工学研究科にて審議した結果、「電気電子・情報・材料工学専攻」（博士後期課程）の教育方針、カリキュラムにて対応でき、受け入れることが可能と判断した。

以上より、今回、「電気電子・情報・材料工学専攻」の教育方針やカリキュラム内容、および入学者受け入れ方針等は変更せず、「応用化学専攻」（修士課程）の受け皿となるよう名称の整合性を考え、「電気・情報・材料・物質工学専攻」として名称変更する。

また、この名称変更は、「応用化学専攻」（修士課程）の修了生が博士後期課程に進学することを前提としているため、在学生には適用せず、平成31年度入学生から適用する。

（2）名称変更の時期

平成 31 年 4 月 1 日

（3）在校生への対応

変更後の専攻名称の適用は、応用化学専攻（修士課程）の修了生が博士後期課程に進学する平成 31 年度入学生からとする。

したがって、留年生も含めた在校生に対しては従前の専攻名称（電気電子・情報・材料工学専攻）を適用し、授与する学位（博士（工学））にも変更は生じない。このことはガイダンスにより周知する。また、名称変更に係わる保護者への周知についても広報媒体を活用して行う。

変更の事項を記載した書類

１．理工学研究科修士（博士前期）課程の収容定員の変更に伴う変更

（１）名城大学大学院学則の変更の事由

①別表第１（第４条第２項関係）の改正

（事由）　理工学研究科電気電子工学専攻（修士課程）、材料機能工学専攻（修士課程）、機械工学専攻（修士課程）、交通機械工学専攻（修士課程）、メカトロニクス工学専攻（修士課程）の入学定員及び収容定員を変更するため。

②附則

（事由）　施行日を明確にするため。

（２）変更の時期

平成３１年４月１日

２．理工学研究科電気電子・情報・材料工学専攻の名称の変更に伴う変更

（１）名城大学大学院学則の変更の事由

①第４条の改正

（事由）　理工学研究科電気電子・情報・材料工学専攻（博士課程）を電気・情報・材料・物質工学専攻（博士課程）に名称変更するため。

②第１１条の改正

（事由）　理工学研究科電気電子・情報・材料工学専攻を電気・情報・材料・物質工学専攻に名称変更するため。

③別表第１（第４条第２項関係）の改正

（事由）　理工学研究科電気電子・情報・材料工学専攻を電気・情報・材料・物質工学専攻に名称変更するため。

④別表第２（第19条関係）の改正

（事由）　理工学研究科電気電子・情報・材料工学専攻（博士後期課程）を電気・情報・材料・物質工学専攻（博士後期課程）に名称変更するため。

⑤附則

（事由）　施行日及び在校生への対応を明確にするため。

（２）変更の時期

平成３１年４月１日

新旧比較対照表

改正規定	改正前の規定
（略）	（略）
第２章　組織	第２章　組織
（研究科及び専攻）	（研究科及び専攻）
第４条　本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。	第４条　本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。
（略）	（略）
理工学研究科　数学専攻（博士課程） 情報工学専攻（修士課程） 電気電子工学専攻（修士課程） 材料機能工学専攻（修士課程） **電気・情報・材料・物質工学専攻（博士課程）** 応用化学専攻（修士課程） 機械工学専攻（修士課程） 機械工学専攻（博士課程） 交通機械工学専攻（修士課程） メカトロニクス工学専攻（修士課程） 社会基盤デザイン工学専攻（修士課程） 環境創造学専攻（修士課程） 建築学専攻（修士課程） 社会環境デザイン工学専攻（博士課程）	理工学研究科　数学専攻（博士課程） 情報工学専攻（修士課程） 電気電子工学専攻（修士課程） 材料機能工学専攻（修士課程） **電気電子・情報・材料工学専攻（博士課程）** 応用化学専攻（修士課程） 機械工学専攻（修士課程） 機械工学専攻（博士課程） 交通機械工学専攻（修士課程） メカトロニクス工学専攻（修士課程） 社会基盤デザイン工学専攻（修士課程） 環境創造学専攻（修士課程） 建築学専攻（修士課程） 社会環境デザイン工学専攻（博士課程）
（略）	（略）
第４章　修業年限及び在学年限	第４章　修業年限及び在学年限
（修業年限）	（修業年限）
第11条　修士課程の標準修業年限は、２年とする。	第11条　修士課程の標準修業年限は、２年とする。
（略）	（略）
④　第２項の規定にかかわらず、理工学研究科**電気・情報・材料・物質工学専攻**、機械工学専攻、社会環境デザイン工学専攻は、後期３年とする。	④　第２項の規定にかかわらず、理工学研究科**電気電子・情報・材料工学専攻**、機械工学専攻、社会環境デザイン工学専攻は、後期３年とする。
（略）	（略）
別表第１（第４条第２項関係）	別表第１（第４条第２項関係）

研究科名	専攻名	修士課程 入学定員	修士課程 収容定員	博士後期課程 入学定員	博士後期課程 収容定員	博士課程 入学定員	博士課程 収容定員	合計
（略）								
理工学研究科	数学専攻	8	16	2	6			22
	情報工学専攻	30	60					60
	電気電子工学専攻	**25**	**50**					**50**
	材料機能工学	**35**	**70**					**70**

研究科名	専攻名	修士課程 入学定員	修士課程 収容定員	博士後期課程 入学定員	博士後期課程 収容定員	博士課程 入学定員	博士課程 収容定員	合計
（略）								
理工学研究科	数学専攻	8	16	2	6			22
	情報工学専攻	30	60					60
	電気電子工学専攻	**20**	**40**					**40**
	材料機能工学	**30**	**60**					**60**

	専攻							
	電気・情報・材料・物質工学専攻			10	30			30
	応用化学専攻	24	48					48
	機械工学専攻	**30**	**60**					**60**
	機械工学専攻			5	15			15
	交通機械工学専攻	**25**	**50**					**50**
	メカトロニクス工学専攻	**24**	**48**					**48**
	社会基盤デザイン工学専攻	18	36					36
	環境創造学専攻	8	16					16
	建築学専攻	16	32					32
	社会環境デザイン工学専攻			5	15			15
（略）								

別表第２（第19条関係）

（略）

４の２の２（**理工学研究科　電気・情報・材料・物質工学専攻（博士後期課程）**）

	専攻							
	電気電子・情報・材料工学専攻			10	30			30
	応用化学専攻	24	48					48
	機械工学専攻	**24**	**48**					**48**
	機械工学専攻			5	15			15
	交通機械工学専攻	**16**	**32**					**32**
	メカトロニクス工学専攻	**20**	**40**					**40**
	社会基盤デザイン工学専攻	18	36					36
	環境創造学専攻	8	16					16
	建築学専攻	16	32					32
	社会環境デザイン工学専攻			5	15			15
（略）								

別表第２（第19条関係）

（略）

４の２の２（**理工学研究科　電気電子・情報・材料工学専攻（博士後期課程）**）

① 研究指導科目 研究指導科目 電気エネルギー工学特殊研究 制御システム工学特殊研究 電気電子材料工学特殊研究 エレクトロニクス材料工学特殊研究 ビーム応用工学特殊研究 情報システム工学特殊研究 情報通信工学特殊研究 ナノ材料工学特殊研究 インテリジェント材料工学特殊研究 ② 履修方法 （1） 学生は、３年以上在学し、次に定める方法により、履修しなければならない。 （2） 研究指導科目の中から１科目を選定し、これを学生の専修科目とする。 （3） 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。 （4） 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。 （略）	① 研究指導科目 研究指導科目 電気エネルギー工学特殊研究 制御システム工学特殊研究 電気電子材料工学特殊研究 エレクトロニクス材料工学特殊研究 ビーム応用工学特殊研究 情報システム工学特殊研究 情報通信工学特殊研究 ナノ材料工学特殊研究 インテリジェント材料工学特殊研究 ② 履修方法 （1） 学生は、３年以上在学し、次に定める方法により、履修しなければならない。 （2） 研究指導科目の中から１科目を選定し、これを学生の専修科目とする。 （3） 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。 （4） 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。 （略）

附　則

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度入学者から適用する。ただし、平成３１年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（案）

平成３１年４月１日改正

名城大学大学院学則

名 城 大 学 大 学 院 学 則

第１章　総則

（目的）

第１条　本大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

（課程）

第２条　本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

②　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

③　博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、また、その他の高度の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（自己評価等）

第３条　本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

②　前項の点検、評価等に関することは、別に定める。

③　第１項の点検及び評価の結果については、本大学の職員以外の者による検証を行う。

（情報の積極的な提供）

第３条の２　本大学院における教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載等によって、積極的な情報の提供を行う。

第２章　組織

（研究科及び専攻）

第４条　本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

法学研究科	法律学専攻（博士課程）
経営学研究科	経営学専攻（博士課程）
経済学研究科	経済学専攻（博士課程）
理工学研究科	数学専攻（博士課程）
	情報工学専攻（修士課程）
	電気電子工学専攻（修士課程）
	材料機能工学専攻（修士課程）
	電気・情報・材料・物質工学専攻（博士課程）
	応用化学専攻（修士課程）
	機械工学専攻（修士課程）
	機械工学専攻（博士課程）
	交通機械工学専攻（修士課程）
	メカトロニクス工学専攻（修士課程）
	社会基盤デザイン工学専攻（修士課程）
	環境創造学専攻（修士課程）
	建築学専攻（修士課程）
	社会環境デザイン工学専攻（博士課程）
農学研究科	農学専攻（博士課程）
薬学研究科	薬学専攻（博士課程）
都市情報学研究科	都市情報学専攻（博士課程）
人間学研究科	人間学専攻（修士課程）
総合学術研究科	総合学術専攻（博士課程）

②　各研究科及び専攻の収容定員は、別表第１のとおりとする。

（研究科の人材の養成に関する目的）

第４条の２　前条に定める研究科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的に関しては、次のように定める。

（１）　法学研究科は、変動する国内外の法的・政治的分野及びその交錯する分野に関して、規範と実践の両面から研究または実務を行う人材の養成を目的とする。

（２）　経営学研究科は、２１世紀のグローバル化社会における営利・非営利組織体の運営に係る実践的理論を追究し、問題解決能力を有する研究職・専門職人材及び高度専門職人材の養成を目的とする。

（３）　経済学研究科は、経済活動の諸分野において、理論と洞察力、専門的見識と情報分析力をもつ、研究者・専門家及び高度な技能と実践的な知識を有する職業人の養成を目的とする。

（４）　理工学研究科は、幅広い視野と高度な専門知識・技術を有し、創造性・国際性豊かな技術者・研究者の養成を目的とする。

（５）　農学研究科は、生命科学、食料・健康科学、環境科学における高度な専門知識と洞察力を有し、専門領域や関連学術領域における総合的な応用力、創造力及び実践力を備えた専門技術者及び研究者の養成を目的とする。

（６）　薬学研究科は、薬学領域における学術高度化に貢献でき、国民の健康維持・増進と医療の発展をより一層推進できる独創的で創造的な高い研究力、新しい職能を開拓できる高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストの養成を目的とする。

（７）　都市情報学研究科は、サービスサイエンスの観点から、新しい時代の理想的な都市社会を創造する専門職人材及びまちづくりをあらゆる面でリードする学問領域を修得した研究者の養成を目的とする。

（８）　人間学研究科は、人間に関するテーマを探求・展開できる研究能力とともに、総合的で柔軟な判断力、多元的・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力、高い公共性と倫理性を備えた人材の養成を目的とする。

（９）　総合学術研究科は、自然と人間、環境問題と科学技術のあり方に関する学際的研究を通じて、高度専門職業人と優れた研究者の養成を目的とする。

（教員組織）

第５条　本大学院における授業科目及び研究指導科目は、本大学院の教授又は准教授が担当する。ただし、担当すべき教授又は准教授を欠く場合には、助教又は講師をもってあてることができる。

②　大学院における授業科目及び研究指導科目を担当する者の資格は、研究科委員会の議を経て、大学協議会の承認を得なければならない。

（研究科委員会）

第６条　各研究科に、研究科委員会を置く。

②　研究科委員会は、研究科の授業科目及び研究指導科目を担当する教授をもって構成する。ただし、必要に応じ、准教授等専任の教育職員を参加させ、その他の職員を出席させることができる。

③　研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

④　研究科委員会は、次の事項を審議する。

（１）　研究及び教育に関する事項

（２）　学生の入学、休学、退学及び賞罰に関する事項

（３）　授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項

（４）　学位に関する事項

（５）　教員組織に関する事項

（６）　教育研究に係る学則の変更に関する事項

（７）　その他研究科の教育研究に関する重要事項

⑤　研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（１）　学生の入学及び課程の修了に関する事項

（２）　学位の授与に関する事項

（３）　その他教育研究に関する事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

⑥　研究科委員会に関することは、別に定める。

（大学協議会）

第７条　本大学院に、大学協議会を置く。

② 大学協議会に関することは、別に定める。

（研究科長）

第８条 研究科長は、博士課程の研究指導及び講義担当適格者とし、基礎となる学部の学部長をもって、これにあてる。

ただし、修士課程のみを設置する研究科の研究科長は、修士課程の研究指導及び講義担当適格者とする。

② 基礎となる学部を持たない研究科の場合は、研究科委員会において、当該研究科の専任の教授の中から前項に定める資格を有する研究科長を選任し、学長が委嘱する。

③ 研究科長の任期は、２年とする。

（研究科主任教授）

第９条 各研究科に、研究科主任教授１名を置く。

② 研究科主任教授は、研究科の教務をつかさどり、研究科の学生の履修方法その他必要な指導にあたるものとする。

③ 研究科主任教授は、研究科委員会において選任し、学長が委嘱する。

④ 研究科主任教授の任期は、２年とする。

第３章 学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）

第１０条 本大学院の学年・学期及び休業日は、本大学学則第１２条、第１３条及び第１４条の規定を準用する。

第４章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第１１条 修士課程の標準修業年限は、２年とする。

② 博士課程の標準修業年限は、５年とする。

③ 前項の博士課程は、前期２年及び後期３年の課程に区分し、前期２年の課程は修士課程、後期３年の課程は博士後期課程という。

④ 第２項の規定にかかわらず、理工学研究科電気・情報・材料・物質工学専攻、機械工学専攻、社会環境デザイン工学専攻は、後期３年とする。

⑤ 第２項及び第３項の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程の標準修業年限は４年とし、前期及び後期の課程に区分しない。

（在学年限）

第１２条 学生は、修士課程にあっては４年、博士後期課程にあっては６年を超えて在学することはできない。

② 薬学研究科博士課程にあっては、８年を超えて在学することはできない。

第１２条の２ 研究科は、学生が職業を有している等の事情により、第１１条に規定する標準修業年限を超えて、在学年限内で一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第５章 入学

（入学の時期）

第１３条 本大学院の入学の時期は、学期の始めとする。

（入学資格）

第１４条 本大学院修士課程に入学できる者は、次の各号の１に該当する者とする。

（１） 学校教育法第８３条に定める大学を卒業した者

（２） 学校教育法第１０４条第４項の規定により学士の学位を授与された者

（３） 外国において学校教育における１６年の課程を修了した者

（４） 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者

（５） 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
（６） 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（７） 文部科学大臣の指定した者（昭和２８年文部省告示第５号）
（８） 大学に３年以上在学し、本大学院の当該研究科において、特に優れた成績をもって所定の単位を修得したものと認めた者
（９） 学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院の当該研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
(10) ２２歳に達した者で、本大学院の当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

② 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次の各号の１に該当する者とする。
（１） 修士の学位又は専門職学位を有する者
（２） 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
（３） 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
（４） 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
（５） 文部科学大臣の認めた者（平成元年文部省告示第１１８号及び平成１３年文部科学省告示第５５号）
（６） ２４歳に達した者で、本大学院の当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

③ 本大学院薬学研究科博士課程に入学できる者は、次の各号の１に該当する者とする。
（１） 大学の修業年限６年の薬学、医学、歯学又は修業年限６年の獣医学を履修する課程を卒業した者
（２） 外国において学校教育における１８年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
（３） 修士課程を修了した者又は文部科学大臣の指定した者
（４） 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における１８年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
（５） 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１８年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
（６） 大学（修業年限６年の薬学、医学、歯学又は修業年限６年の獣医学を履修する課程を除く）を卒業し、又は外国において１６年の課程を修了した後、大学、研究所等において２年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、大学の修業年限６年の薬学、医学、歯学又は修業年限６年の獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
（７） 大学（修業年限６年の薬学、医学、歯学又は修業年限６年の獣医学を履修する課程）に４年以上在学し、又は外国において学校教育における１６年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
（８） ２４歳に達した者で、本大学院の薬学研究科において、個別の入学資格審査により、大学（修業年限６年の薬学、医学、歯学又は修業年限６年の獣医学）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）
第１５条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類を添えて願い出なければならない。
（入学者の選考）
第１６条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
（入学手続及び入学許可）

第１７条　前条の選考結果に基づき、合格通知を受けた者は、指定する期日までに、所定の入学手続きをしなければならない。
②　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
（再入学）
第１８条　正当な理由で退学し、再入学を志願する者については、研究科委員会の議を経て、学長が許可することがある。

第６章　教育課程・履修方法等

（授業科目・履修方法等）
第１９条　各研究科における各専攻の授業科目及び単位数、研究指導科目並びに履修方法は、別表第２及び各研究科履修要項のとおりとする。
（教育内容等の改善）
第１９条の２　本大学院は、授業並びに研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。
②　前項の研修及び研究に関することは別に定める。
（単位）
第２０条　授業科目の単位の基準は、本大学学則第２５条の規定を準用する。
（単位の授与）
第２１条　授業科目を履修し、試験に合格した者又は研究報告により学修を評価した者には、所定の単位を与える。
（試験）
第２２条　試験に関することは、本大学教務規程第４章の規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替える。
（入学前の既修得単位等の認定）
第２３条　教育上有益と認めるときは、本大学院の第１年次に入学した者が、入学前に大学院において学修及び修得した単位は、１０単位を超えない範囲で、本大学院で修得した単位として認定することができる。
（本大学院以外における修得単位の認定）
第２４条　教育上有益と認めるときは、学生が、本大学院以外の教育施設等及び研究所等で行った学修及び修得した単位は、１０単位を超えない範囲で、本大学院で修得した単位として認定することができる。
②　前項により認定できる単位数は、第２３条により修得したと認定する単位数と合わせて１０単位を超えない範囲で認定することができる。
（他研究科及び学部の授業科目の履修）
第２５条　指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科及び学部の授業科目を指定して履修させることができる。
（成績の評価）
第２６条　履修科目の成績の評価は、本大学学則第３０条の規定を準用し、学位論文の評価は合格、不合格で表わすものとする。

第７章　休学・復学・留学・退学等

（休学・復学・留学・退学等）
第２７条　休学、復学、留学、退学、除籍及び復籍に関することは、本大学学則第３１条、第３２条、第３４条、第３５条、第３６条及び第３７条の規定を準用する。ただし、第３１条第３項は除く。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替える。
②　休学期間は、修士課程においては通算して２年、博士後期課程においては３年、薬学研究科博士課程においては４年を超えることができない。

第８章　修了及び学位の授与

（修了の要件）
第２８条　修士課程修了の要件は、本大学院に２年以上在学し、第１９条に定める所定の３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、１年以上在学すれば足りるものとする。
②　前項において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができる。
③　博士課程修了の要件は、本大学院に５年（修士課程に２年以上在学し、修士課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、３年（修士課程に２年以上在学し、修士課程を修了した者にあっては当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
④　第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「５年（修士課程に２年以上在学し、修士課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは、「修士課程における在学期間に３年を加えた期間」と、「３年（修士課程に２年以上在学し、修士課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）」とあるのは「３年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。
⑤　第１４条第２項第３号により、博士後期課程に入学した者の修了の要件は、前項の規定にかかわらず、本大学院に３年以上在学し、研究科が定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、１年以上在学すれば足りるものとする。
⑥　第３項の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程にあっては、４年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、３年以上在学すれば足りるものとする。
（学位論文の審査）
第２９条　学位論文の審査は、研究科審査委員会が行う。

②　研究科審査委員会は、指導教員及び関連する科目の担当教員２名以上をもって組織する。ただし、必要があるときは、他の研究科の大学院担当資格を有する教員を加え、また、他の大学院又は研究所の大学院担当資格を有する教員若しくはこれに相当する者の協力を求めることができる。
（学位の授与）
第３０条　本大学院の課程を修了した者には、研究科委員会の議を経たうえ、大学協議会の承認を得て、学長は修士又は博士の学位を授与する。
②　本大学院の博士課程を経ないで、論文の提出により、博士の学位を申請した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本大学院の博士課程を経た者と同様に高度な研究能力と豊かな学識を有することが確認された場合には、博士の学位を授与することができる。
③　前２項に定めるもののほか、学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、名城大学学位規程の定めるところによる。

第９章　教職課程

（免許状の取得）
第３１条　教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。
（免許状の種類）
第３２条　前条の所定の単位を修得した者は、別表第３の教育職員免許状を取得することができる。

第１０章　科目等履修生・特別聴講生・研究生・特別研究生・研修生及び外国人留学生

（科目等履修生）
第３３条　本大学院において、授業科目の履修を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、

選考のうえ、科目等履修生として入学を許可する。

（特別聴講生）

第３４条　本大学院が協定する大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、特別聴講生として入学を許可する。

（研究生）

第３５条　本大学院において、専門事項の研究を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可する。

（特別研究生）

第３５条の２　本大学院が協定する大学院の学生で、本大学院の研究指導を受けることを志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、特別研究生として入学を許可する。

（研修生）

第３５条の３　本大学院において、本法務研究科の課程を修了した者で、引き続き教育指導を受けることを志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、研修生として入学を許可する。

（外国人留学生）

第３６条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

第１１章　賞罰

（表彰及び懲戒）

第３７条　表彰及び懲戒に関することは、本大学学則第４５条及び第４６条の規定を準用する。この場合において、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と、読み替える。

第１２章　厚生施設等

（厚生施設等）

第３８条　本大学院の学生は、本大学の厚生施設等を利用することができる。

第１３章　学費等

（学費等）

第３９条　学費等の種類及びその額は、学校法人名城大学の設置する学校の学費等に関する規則の定めるところによる。

附　則

本学則は、昭和２９年４月１日よりこれを施行する。

附　則

本学則は、昭和４１年４月１日よりこれを施行する。

附　則

本学則は、昭和４２年４月１日よりこれを施行する。

附　則

本学則は、昭和４２年６月１日よりこれを施行する。

附　則

本学則は、昭和４４年４月１日よりこれを施行する。

附　則

本学則は、昭和４６年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和４７年４月１日から施行する。

附　則

① 本学則は、昭和４８年４月１日から施行する。
② 第６３条は、昭和４８年度入学志願者から適用する。
③ 第６４条、第６５条及び第６６条は、昭和４８年度入学者から適用する。ただし、第６５条及び第６６条（施設費を除く）については、昭和４７年度以前の入学者は従前どおりの額とする。

附　則

この学則は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５０年６月１日から施行する。

附　則

① この学則は、昭和５１年４月１日から施行する。
② 第６条、第４８条第３項及び第５４条については、昭和５１年度入学者から適用する。
③ この学則の改正に伴う必要な経過措置については、別にこれを定める。

附　則

この学則は、昭和５２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和５８年４月１日から施行し、昭和５７年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則

①　この学則は、昭和６２年４月１日から施行する。
②　第６条第４－１－１の表は、昭和６２年度入学者から適用する。
③　第６条第４－２－１の表及び同条第４－３－１の表は、昭和６１年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、昭和６３年４月１日から施行し、第６条第３の表は、昭和６３年度入学者から適用する。

附　則

①　この学則は、平成元年４月１日から施行する。
②　第６条第４－１－１の表及び第６条第４－２－１の表は、平成元年度入学者から適用する。
③　第１９条第２項は、平成元年度博士後期課程入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成２年４月１日から施行し、平成２年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２年４月１日から施行する。ただし、第７２条は、平成２年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成３年４月１日から施行する。ただし、改正後の第６条第４－１－１は、平成３年４月１日以後に入学する者から適用する。

附　則

① この学則は、平成３年４月１日から施行し、平成３年４月１日以後に入学する者から適用する。
② 平成３年３月３１日に在籍している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成３年１０月１日から施行し、平成３年７月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

① この学則は、平成４年４月１日から施行する。
② 平成４年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

① この学則は、平成５年４月１日から施行する。ただし、平成５年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
② 大学院工学研究科は、改正後の規定にかかわらず、平成５年３月３１日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

この学則は、平成６年４月１日から施行する。ただし、平成６年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成７年４月１日から施行する。ただし、平成７年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

① この学則は、平成８年４月１日から施行する。ただし、平成８年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
② 従前の薬学研究科薬学専攻（修士課程）は、改正後の規定にかかわらず、平成８年３月３１日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

この学則は、平成９年４月１日から施行する。ただし、平成９年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１０年４月１日から施行する。ただし、平成１０年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、平成１１年３月３１日に在学している者については、改定後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１２年４月１日から施行する。ただし、平成１２年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１３年５月３１日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１６年９月２９日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成１７年３月１７日から施行する。

附　則

この学則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１８年１月２６日から施行する。

附　則

この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１８年７月２７日から施行する。

附　則

この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、平成１９年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２０年８月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、平成２３年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、平成２３年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２３年５月３１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度入学者から適用する。ただし、平成２４年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、平成２４年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、平成２４年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、平成２５年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２５年４月１日から施行し、平成２５年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、平成２６年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２６年１２月１日から施行し、平成２６年度入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度入学者から適用する。ただし、平成２７年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、平成２７年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

① この学則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、平成２８年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
② 大学・学校づくり研究科大学・学校づくり専攻（修士課程）は、平成２８年４月から募集を停止し、当該研究科に在学している者がいなくなった時に廃止する。

附　則

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、平成２８年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２９年４月１日から施行し、平成２９年度入学者から適用する。ただし、平成２９年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

① この学則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２９年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
② 法務研究科法務専攻（専門職学位課程）は、平成２９年４月から募集を停止し、当該研究科に在学している者がいなくなった時に廃止する。

附　則

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２９年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、平成３０年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、平成３１年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、平成３１年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度入学者から適用する。ただし、平成３１年３月３１日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第１（第４条第２項関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
法学研究科	法律学専攻	15	30	8	24			54
経営学研究科	経営学専攻	20	40	3	9			49
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9			29
理工学研究科	数学専攻	8	16	2	6			22
	情報工学専攻	30	60					60
	電気電子工学専攻	25	50					50
	材料機能工学専攻	35	70					70
	電気・情報・材料・物質工学専攻			10	30			30
	応用化学専攻	24	48					48
	機械工学専攻	30	60					60
	機械工学専攻			5	15			15
	交通機械工学専攻	25	50					50
	メカトロニクス工学専攻	24	48					48
	社会基盤デザイン工学専攻	18	36					36
	環境創造学専攻	8	16					16
	建築学専攻	16	32					32
	社会環境デザイン工学専攻			5	15			15
農学研究科	農学専攻	20	40	5	15			55
薬学研究科	薬学専攻					4	16	16
都市情報学研究科	都市情報学専攻	8	16	4	12			28
人間学研究科	人間学専攻	8	16					16
総合学術研究科	総合学術専攻	8	16	4	12			28

別表第２（第１９条関係）

１の１（法学研究科　法律学専攻（修士課程））

①　授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習
憲法Ⅰ（統治機構）	2	
憲法Ⅱ（人権保障）	2	
憲法Ⅲ（憲法訴訟）	2	
憲法Ⅳ（比較憲法）	2	
行政法Ⅰ（一般理論）	2	
行政法Ⅱ（行政作用法）	2	
行政法Ⅲ（地方自治法）	2	
行政法Ⅳ（租税法Ⅰ）	2	
行政法Ⅴ（租税法Ⅱ）	2	
国際法Ⅰ（総論）	2	
国際法Ⅱ（各論）	2	
国際法Ⅲ（組織）	2	
国際法Ⅳ（人権）	2	
刑事法Ⅰ（刑法理論）	2	
刑事法Ⅱ（刑法判例）	2	
刑事法Ⅲ（刑事訴訟法）	2	
刑事法Ⅳ（刑事政策）	2	
刑事法Ⅴ（現代刑事法）	2	
民法Ⅰ（総論）	2	
民法Ⅱ（債権）	2	
民法Ⅲ（物権）	2	
民法Ⅳ（担保）	2	
民法Ⅴ（親族）	2	
民法Ⅵ（相続）	2	
国際私法Ⅰ（総論）	2	
国際私法Ⅱ（各論）	2	
企業法Ⅰ（企業組織法）	2	
企業法Ⅱ（金融･有価証券法）	2	
企業法Ⅲ（企業取引法）	2	
企業法Ⅳ（知的財産法）	2	
民事手続法Ⅰ（民事訴訟法）	2	
民事手続法Ⅱ（民事執行･保全法）	2	
民事手続法Ⅲ（倒産法）	2	
民事手続法Ⅳ（裁判外紛争処理制度）	2	
労働法Ⅰ（総論）	2	
労働法Ⅱ（各論）	2	
経済法Ⅰ（総論）	2	
経済法Ⅱ（各論）	2	
法哲学Ⅰ（理論史）	2	
法哲学Ⅱ（現代理論）	2	
法社会学Ⅰ（現代理論）	2	

法社会学Ⅱ（各論）	2	
法制史Ⅰ（日本法制史）	2	
法制史Ⅱ（日本法制史史料解題）	2	
法制史Ⅲ（西洋法制史）	2	
法制史Ⅳ（西洋法制史史料解題）	2	
政治学Ⅰ（政治理論・思想）	2	
政治学Ⅱ（行政学）	2	
政治学Ⅲ（国際政治学）	2	
政治学Ⅳ（外交史）	2	
外国法Ⅰ（英米法）	2	
外国法Ⅱ（大陸法）	2	
法律学特別Ⅰ（所得税各論）	2	
法律学特別Ⅱ（法人税）	2	
法律学特別Ⅲ（相続税）	2	
法律学特別Ⅳ（消費税）	2	
法律学特別Ⅴ（企業取引と税務）	2	
法律学特別Ⅵ	2	
法律学特別Ⅶ	2	
法律学特別Ⅷ	2	
基礎法特別（東洋法史論）	2	
政治学特別	2	
公法研究指導Ⅰ		4
公法研究指導Ⅱ		4
私法研究指導Ⅰ		4
私法研究指導Ⅱ		4
基礎法学研究指導Ⅰ		4
基礎法学研究指導Ⅱ		4
政治学研究指導Ⅰ		4
政治学研究指導Ⅱ		4

② 履修方法

（１） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（２） 授業科目の中から１部門（研究指導８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、関連科目２２単位以上を選択履修しなければならない。

（３） 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（４） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

１の２（法学研究科　法律学専攻（博士後期課程））

① 研究指導科目

研究指導科目
憲法特殊研究
行政法特殊研究
国際法特殊研究
刑事法特殊研究
民法特殊研究
企業法特殊研究

民事手続法特殊研究
国際私法特殊研究
社会法特殊研究
法哲学特殊研究
法制史特殊研究
政治学特殊研究

② 履修方法

（１） 学生は、３年以上在学し、次に定める方法により履修しなければならない。

（２） 研究指導科目の中から１科目を選定し、これを学生の専修科目とする。

（３） 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（４） 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

２の１（経営学研究科　経営学専攻（修士課程））

①　授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習
研究開発マネジメント研究	2	
生産技術研究	2	
実践品質管理研究	2	
実践情報システム設計	2	
実践生産システム設計	2	
プロセス・マネジメント研究	2	
実践マネジメントシステム設計	2	
グローバル経営戦略研究	2	
人材開発マネジメント研究	2	
ベンチャー起業論研究	2	
マーケティング戦略研究	2	
実践コスト・マネジメント研究	2	
ＮＰＯ起業研究	2	
海外企業移転研究	2	
実践起業研究	2	
労務管理研究	2	
経営管理研究	2	
情報産業組織研究	2	
経営組織研究	2	
国際経営研究	2	
経営史研究	2	
国際産業集積研究	2	
経営戦略研究	2	
コーポレート・ガバナンス研究	2	
マーケティング研究	2	
流通研究	2	
マーケティング情報システム研究	2	
環境マネジメント研究	2	
経営情報システム研究	2	
アジア企業研究	2	
経営学外国文献研究	2	
ヨーロッパ企業研究	2	
労使関係研究	2	
企業内教育研究	2	
労務監査研究	2	
財務会計研究	2	
コスト・マネジメント研究	2	
管理会計研究	2	
制度会計研究	2	
会計監査研究	2	
国際会計研究	2	

経営分析研究	2	
実践経営分析研究	2	
知的財産研究	2	
税務会計研究	2	
環境会計研究	2	
非営利組織体会計研究	2	
コーポレート・ファイナンス研究	2	
インベストメント・マネジメント研究	2	
金融システム研究	2	
金融機関経営研究	2	
会計学・ファイナンス外国文献研究	2	
経営学特別講義Ⅰ	2	
経営学特別講義Ⅱ	2	
経営学研究指導Ⅰ		4
経営学研究指導Ⅱ		4
会計学・ファイナンス研究指導Ⅰ		4
会計学・ファイナンス研究指導Ⅱ		4

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３２単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（研究２単位、研究指導８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、関連科目２２単位以上を選択履修しなければならない。

（3） 前号の関連科目２２単位には、第２３条の規定により認定された単位を含めることができる。

（4） 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（5） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

２の２（経営学研究科　経営学専攻（博士後期課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習
経営学研究指導Ⅰ		4
経営学研究指導Ⅱ		4
経営学研究指導Ⅲ		4
会計学研究指導Ⅰ		4
会計学研究指導Ⅱ		4
会計学研究指導Ⅲ		4
経営財務論研究指導Ⅰ		4
経営財務論研究指導Ⅱ		4
経営財務論研究指導Ⅲ		4
学位論文ワークショップ		1
経営学特殊研究Ⅰ	2	
経営学特殊研究Ⅱ	2	
経営学特殊研究Ⅲ	2	
経営学特殊研究Ⅳ	2	
経営学特殊研究Ⅴ	2	

経営学特殊研究Ⅵ	2	
経営学特殊研究Ⅶ	2	
経営学特殊研究Ⅷ	2	
会計学特殊研究Ⅰ	2	
会計学特殊研究Ⅱ	2	
会計学特殊研究Ⅲ	2	
会計学特殊研究Ⅳ	2	
会計学特殊研究Ⅴ	2	
会計学特殊研究Ⅵ	2	
会計学特殊研究Ⅶ	2	
会計学特殊研究Ⅷ	2	
経営財務論特殊研究Ⅰ	2	
経営財務論特殊研究Ⅱ	2	
経営財務論特殊研究Ⅲ	2	
経営財務論特殊研究Ⅳ	2	
経営財務論特殊研究Ⅴ	2	
経営財務論特殊研究Ⅵ	2	
経営財務論特殊研究Ⅶ	2	
経営財務論特殊研究Ⅷ	2	

② 履修方法

（１） 学生は、３年以上在学し、次に定める方法により、２１単位以上を修得しなければならない。

（２） 授業科目の中から１部門（研究指導Ⅰ～Ⅲの合計１２単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目の中から９単位以上を選択履修しなければならない。

（３） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（４） 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

３の１（経済学研究科　経済学専攻（修士課程））

①　授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習
マクロ経済学研究	4	
ミクロ経済学研究	4	
情報の経済学研究	4	
経済理論研究	4	
経済思想研究	4	
経済統計学研究	4	
西洋経済史研究	4	
日本経済史研究	4	
財政学研究	4	
地方財政論研究	4	
金融論研究	4	
労働経済論研究	4	
アジア経済論研究	4	
中国経済論研究	4	
国際経済論研究	4	
環境経済論研究	4	
工業経済論研究	4	
交通経済学研究	4	
農業経済論研究	4	
現代企業論研究	4	
中小企業論研究	4	
地域産業論研究	4	
経済地理学研究	4	
フロンティア産業研究	4	
理論経済・経済史研究指導		8
経済政策研究指導		8
現代産業構造研究指導		8

②　履修方法

（１）　学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３２単位以上を修得しなければならない。

（２）　授業科目の中から１部門（研究４単位、研究指導８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、関連科目２０単位以上を選択履修しなければならない。

（３）　前号の関連科目２０単位には、第２３条の規定により認定された単位を含めることができる。

（４）　専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（５）　修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

３の２（経済学研究科　経済学専攻（博士後期課程））

①　研究指導科目

授業科目	単位数	
	講義	演習
理論経済・経済史演習Ⅰ		4
理論経済・経済史演習Ⅱ		4
理論経済・経済史演習Ⅲ		4

経済政策演習Ⅰ		4
経済政策演習Ⅱ		4
経済政策演習Ⅲ		4
現代産業構造演習Ⅰ		4
現代産業構造演習Ⅱ		4
現代産業構造演習Ⅲ		4
マクロ経済学特殊研究	4	
ミクロ経済学特殊研究	4	
情報の経済学特殊研究	4	
経済理論特殊研究	4	
経済統計学特殊研究	4	
経済史特殊研究	4	
財政学特殊研究	4	
金融論特殊研究	4	
労働経済論特殊研究	4	
アジア経済論特殊研究	4	
環境経済論特殊研究	4	
工業経済論特殊研究	4	
交通経済学特殊研究	4	
現代企業論特殊研究	4	
中小企業論特殊研究	4	
地域産業論特殊研究	4	

② 履修方法

（１） 学生は、３年以上在学し、次に定める方法により、１２単位以上を修得しなければならない。

（２） 専修分野の中から演習科目を選定し、これを学生の専修科目とする。

（３） 学生は、同一演習科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修し、合計１２単位を修得しなければならない。

（４） 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（５） 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の１（理工学研究科　数学専攻（修士課程））

①　授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習
代数的整数論特論Ⅰ	2	
代数的整数論特論Ⅱ	2	
環論特論Ⅰ	2	
環論特論Ⅱ	2	
代数学講究ⅠA		4
代数学講究ⅠB		4
代数学講究ⅡA		4
代数学講究ⅡB		4
微分幾何学特論Ⅰ	2	
微分幾何学特論Ⅱ	2	
非線形幾何学特論Ⅰ	2	
非線形幾何学特論Ⅱ	2	
解析幾何学特論Ⅰ	2	
解析幾何学特論Ⅱ	2	
幾何学講究ⅠA		4
幾何学講究ⅠB		4
幾何学講究ⅡA		4
幾何学講究ⅡB		4
関数方程式特論Ⅰ	2	
関数方程式特論Ⅱ	2	
複素解析学特論Ⅰ	2	
複素解析学特論Ⅱ	2	
関数解析学講究ⅠA		4
関数解析学講究ⅠB		4
関数解析学講究ⅡA		4
関数解析学講究ⅡB		4
大域解析学特論Ⅰ	2	
大域解析学特論Ⅱ	2	
大域空間解析学特論Ⅰ	2	
大域空間解析学特論Ⅱ	2	
大域解析学講究ⅠA		4
大域解析学講究ⅠB		4
大域解析学講究ⅡA		4
大域解析学講究ⅡB		4
確率及び量子情報論特論Ⅰ	2	
確率及び量子情報論特論Ⅱ	2	
確率過程論特論Ⅰ	2	
確率過程論特論Ⅱ	2	
数論的確率論特論Ⅰ	2	
数論的確率論特論Ⅱ	2	
確率及び量子情報論講究ⅠA		4

確率及び量子情報論講究ＩB			4
確率及び量子情報論講究ⅡA			4
確率及び量子情報論講究ⅡB			4
関連科目	現代代数学特論	2	
	応用幾何学特論	2	
	現代解析学特論	2	
	統計数理学特論	2	
	量子確率論特論	2	
	確率情報特論	2	
	無限次元解析特論	2	
	計算機数学特論	2	
	非線形数理特論	2	
	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（特論４単位、講究１６単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。）の中から１０単位以上を選択履修しなければならない。

（3） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の２（理工学研究科　情報工学専攻（修士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習及び実験
計算機工学特論	2	
ヒューマンマシンシステム特論	2	
知的信号処理特論	2	
知的制御システム特論	2	
画像情報システム特論	2	
情報デバイス特別演習・実験ＩA		2
情報デバイス特別演習・実験ＩB		2
情報デバイス特別演習・実験ⅡA		2
情報デバイス特別演習・実験ⅡB		2
アルゴリズム特論	2	
パターン情報処理特論	2	
人工知能特論	2	
知的データ分析特論	2	
情報処理特別演習・実験ＩA		2
情報処理特別演習・実験ＩB		2
情報処理特別演習・実験ⅡA		2
情報処理特別演習・実験ⅡB		2

音声・音響情報処理特論		2	
視覚・色彩情報処理特論		2	
コンピュータグラフィックス特論		2	
言語処理特論		2	
バーチャルリアリティ特論		2	
情報メディア特別演習・実験ＩA			2
情報メディア特別演習・実験ＩB			2
情報メディア特別演習・実験ⅡA			2
情報メディア特別演習・実験ⅡB			2
ネットワーク特論		2	
無線通信工学特論		2	
情報セキュリティ特論		2	
情報理論特論		2	
情報通信特別演習・実験ＩA			2
情報通信特別演習・実験ＩB			2
情報通信特別演習・実験ⅡA			2
情報通信特別演習・実験ⅡB			2
関連科目	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（特別演習・実験ＩＡ～ⅡＢの合計８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。）の中から２２単位以上を選択履修しなければならない。

（3） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の３（理工学研究科　電気電子工学専攻（修士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習及び実験
電気エネルギー工学特論Ⅰ	2	
電気エネルギー工学特論Ⅱ	2	
エネルギー環境材料工学特論Ⅰ	2	
エネルギー環境材料工学特論Ⅱ	2	
エネルギー環境システム工学特論Ⅰ	2	
エネルギー環境システム工学特論Ⅱ	2	
エネルギー変換工学特論Ⅰ	2	
エネルギー変換工学特論Ⅱ	2	
エネルギー環境工学特別演習・実験ＩA		2
エネルギー環境工学特別演習・実験ＩB		2
エネルギー環境工学特別演習・実験ⅡA		2
エネルギー環境工学特別演習・実験ⅡB		2

電子デバイス特論Ⅰ		2	
電子デバイス特論Ⅱ		2	
電子物性特論Ⅰ		2	
電子物性特論Ⅱ		2	
真空デバイス特論Ⅰ		2	
真空デバイス特論Ⅱ		2	
電子物性デバイス工学特別演習・実験ⅠA			2
電子物性デバイス工学特別演習・実験ⅠB			2
電子物性デバイス工学特別演習・実験ⅡA			2
電子物性デバイス工学特別演習・実験ⅡB			2
制御システム工学特論Ⅰ		2	
制御システム工学特論Ⅱ		2	
情報通信システム特論Ⅰ		2	
情報通信システム特論Ⅱ		2	
情報通信工学特論Ⅰ		2	
情報通信工学特論Ⅱ		2	
制御情報システム特論Ⅰ		2	
制御情報システム特論Ⅱ		2	
システム情報通信工学特別演習・実験ⅠA			2
システム情報通信工学特別演習・実験ⅠB			2
システム情報通信工学特別演習・実験ⅡA			2
システム情報通信工学特別演習・実験ⅡB			2
電子生命情報工学特論Ⅰ		2	
電子生命情報工学特論Ⅱ		2	
電子生命情報応用工学特論Ⅰ		2	
電子生命情報応用工学特論Ⅱ		2	
電子生命情報計測工学特論Ⅰ		2	
電子生命情報計測工学特論Ⅱ		2	
電子生命情報工学特別演習・実験ⅠA			2
電子生命情報工学特別演習・実験ⅠB			2
電子生命情報工学特別演習・実験ⅡA			2
電子生命情報工学特別演習・実験ⅡB			2
関連科目	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（特論４単位、特別演習・実験ⅠＡ～ⅡＢの合計８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。）の中から１８単位以上を選択履修しなければならない。

（3） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の４（理工学研究科　材料機能工学専攻（修士課程））

①　授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習及び実験
インテリジェント材料特論Ⅰ	2	
インテリジェント材料特論Ⅱ	2	
ナノ電子材料特論Ⅰ	2	
ナノ電子材料特論Ⅱ	2	
ナノ分析特論Ⅰ	2	
ナノ分析特論Ⅱ	2	
量子光エレクトロニクス特論Ⅰ	2	
量子光エレクトロニクス特論Ⅱ	2	
エネルギー環境材料特論Ⅰ	2	
エネルギー環境材料特論Ⅱ	2	
ナノ・インテリジェント材料特別演習・実験ⅠA		2
ナノ・インテリジェント材料特別演習・実験ⅠB		2
ナノ・インテリジェント材料特別演習・実験ⅡA		2
ナノ・インテリジェント材料特別演習・実験ⅡB		2
エレクトロニクス材料特論Ⅰ	2	
エレクトロニクス材料特論Ⅱ	2	
エレクトロニクスデバイス特論Ⅰ	2	
エレクトロニクスデバイス特論Ⅱ	2	
半導体デバイス特論Ⅰ	2	
半導体デバイス特論Ⅱ	2	
光・量子デバイス特論Ⅰ	2	
光・量子デバイス特論Ⅱ	2	
エレクトロニクス材料特別演習・実験ⅠA		2
エレクトロニクス材料特別演習・実験ⅠB		2
エレクトロニクス材料特別演習・実験ⅡA		2
エレクトロニクス材料特別演習・実験ⅡB		2
コンポジット材料特論Ⅰ	2	
コンポジット材料特論Ⅱ	2	
表面改質材料特論Ⅰ	2	
表面改質材料特論Ⅱ	2	
生体材料特論Ⅰ	2	
生体材料特論Ⅱ	2	
金属材料特論Ⅰ	2	
金属材料特論Ⅱ	2	
コンポジット材料特別演習・実験ⅠA		2
コンポジット材料特別演習・実験ⅠB		2
コンポジット材料特別演習・実験ⅡA		2
コンポジット材料特別演習・実験ⅡB		2

関連科目	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（特論４単位、特別演習・実験ＩＡ～ⅡＢの合計８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。）の中から１８単位以上を選択履修しなければならない。

（3） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の５（理工学研究科　応用化学専攻（修士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習及び実験
応用有機化学特論	2	
応用生命分子科学特論	2	
先端超分子化学特論	2	
ソフトマター特論	2	
機能性高分子材料特論	2	
バイオマテリアル特論	2	
生命有機化学特別演習・実験ＩA		2
生命有機化学特別演習・実験ＩB		2
生命有機化学特別演習・実験ⅡA		2
生命有機化学特別演習・実験ⅡB		2
機能ナノマテリアル特論	2	
応用物性化学特論	2	
応用磁気化学特論	2	
物質機能物理化学特論	2	
物質物理化学特別演習・実験ＩA		2
物質物理化学特別演習・実験ＩB		2
物質物理化学特別演習・実験ⅡA		2
物質物理化学特別演習・実験ⅡB		2
環境化学特論	2	
グリーンケミストリー特論	2	
機能性エネルギー材料特論	2	
無機材料科学特論	2	
導電材料特論	2	
低温物性特論	2	
固体表面化学特論	2	
生命エネルギーデバイス特論	2	
環境・エネルギー科学特別演習・実験ＩA		2
環境・エネルギー科学特別演習・実験ＩB		2

環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅡA			2
環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅡB			2
関連科目	組成分析化学	1	
	構造機器分析化学	1	
	生命有機分析化学	1	
	無機物質分析化学	1	
	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（特別演習・実験ＩＡ～ⅡＢの合計８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。）の中から２２単位以上を選択履修しなければならない。

（3） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の６（理工学研究科　機械工学専攻（修士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習及び実験
熱工学特論Ⅰ	2	
熱工学特論Ⅱ	2	
高温気体力学特論Ⅰ	2	
高温気体力学特論Ⅱ	2	
粘性流体工学特論Ⅰ	2	
粘性流体工学特論Ⅱ	2	
流体工学特論Ⅰ	2	
流体工学特論Ⅱ	2	
熱・流体特別演習・実験ⅠA		2
熱・流体特別演習・実験ⅠB		2
熱・流体特別演習・実験ⅡA		2
熱・流体特別演習・実験ⅡB		2
材料強度応用工学特論Ⅰ	2	
材料強度応用工学特論Ⅱ	2	
材料システム工学特論Ⅰ	2	
材料システム工学特論Ⅱ	2	
先進材料評価学特論Ⅰ	2	
先進材料評価学特論Ⅱ	2	
材料・強度特別演習・実験ⅠA		2
材料・強度特別演習・実験ⅠB		2
材料・強度特別演習・実験ⅡA		2
材料・強度特別演習・実験ⅡB		2

マイクロマシニング特論Ⅰ		2	
マイクロマシニング特論Ⅱ		2	
生産加工システム工学特論Ⅰ		2	
生産加工システム工学特論Ⅱ		2	
創造設計工学特論Ⅰ		2	
創造設計工学特論Ⅱ		2	
統合設計工学特論Ⅰ		2	
統合設計工学特論Ⅱ		2	
設計・生産特別演習・実験ⅠA			2
設計・生産特別演習・実験ⅠB			2
設計・生産特別演習・実験ⅡA			2
設計・生産特別演習・実験ⅡB			2
機械機能工学特論Ⅰ		2	
機械機能工学特論Ⅱ		2	
生体工学特論Ⅰ		2	
生体工学特論Ⅱ		2	
知的制御工学特論Ⅰ		2	
知的制御工学特論Ⅱ		2	
運動力学・制御特別演習・実験ⅠA			2
運動力学・制御特別演習・実験ⅠB			2
運動力学・制御特別演習・実験ⅡA			2
運動力学・制御特別演習・実験ⅡB			2
関連科目	数値流体工学特論	2	
	燃焼工学特論	2	
	伝熱工学特論	2	
	材料強度情報学特論	2	
	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（特別演習・実験ⅠＡ～ⅡＢの合計８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、各専修分野の特論Ⅰから２単位以上合計で８単位以上、各専修分野の特論Ⅱおよび関連科目から８単位以上選択履修しなければならない。また、共通科目から４単位以上選択履修しなければならない。

（3） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の７（理工学研究科　交通機械工学専攻（修士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習及び実験
エネルギー科学特論Ⅰ	2	
エネルギー科学特論Ⅱ	2	

推進工学特論Ⅰ		2	
推進工学特論Ⅱ		2	
流体科学特論Ⅰ		2	
流体科学特論Ⅱ		2	
流体システム特論Ⅰ		2	
流体システム特論Ⅱ		2	
エネルギー・流体工学特別演習・実験ⅠA			2
エネルギー・流体工学特別演習・実験ⅠB			2
エネルギー・流体工学特別演習・実験ⅡA			2
エネルギー・流体工学特別演習・実験ⅡB			2
材料科学特論Ⅰ		2	
材料科学特論Ⅱ		2	
構造力学特論Ⅰ		2	
構造力学特論Ⅱ		2	
軽量構造学特論Ⅰ		2	
軽量構造学特論Ⅱ		2	
適応構造システム学特論Ⅰ		2	
適応構造システム学特論Ⅱ		2	
材料・構造工学特別演習・実験ⅠA			2
材料・構造工学特別演習・実験ⅠB			2
材料・構造工学特別演習・実験ⅡA			2
材料・構造工学特別演習・実験ⅡB			2
マンマシンシステム学特論Ⅰ		2	
マンマシンシステム学特論Ⅱ		2	
知的制御特論Ⅰ		2	
知的制御特論Ⅱ		2	
自動車システム学特論Ⅰ		2	
自動車システム学特論Ⅱ		2	
制御・システム工学特別演習・実験ⅠA			2
制御・システム工学特別演習・実験ⅠB			2
制御・システム工学特別演習・実験ⅡA			2
制御・システム工学特別演習・実験ⅡB			2
関連科目	計算力学特論	2	
	計算科学特論	2	
	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	

② 履修方法

（１） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（２） 授業科目の中から１部門（特論４単位、特別演習・実験ⅠＡ～ⅡＢの合計８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。）の中から１８単位以上を選択履修しなければならない。

（３） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（４）　修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の８（理工学研究科　メカトロニクス工学専攻（修士課程））

①　授業科目及び単位数

授業科目		単位数	
		講義	演習及び実験
応用電磁気学特論		2	
電子デバイス学特論		2	
計測システム学特論		2	
制御システム学特論		2	
システムデバイス学特別演習・実験ＩA			2
システムデバイス学特別演習・実験ＩB			2
システムデバイス学特別演習・実験ⅡA			2
システムデバイス学特別演習・実験ⅡB			2
センシングシステム特論		2	
知能センサ学特論		2	
ロボットシステムデザイン学特論		2	
知能ロボット学特論		2	
センシングシステム特別演習・実験ＩA			2
センシングシステム特別演習・実験ＩB			2
センシングシステム特別演習・実験ⅡA			2
センシングシステム特別演習・実験ⅡB			2
知能システム制御工学特論		2	
制御工学特論		2	
機能システム構築学特別演習・実験ＩA			2
機能システム構築学特別演習・実験ＩB			2
機能システム構築学特別演習・実験ⅡA			2
機能システム構築学特別演習・実験ⅡB			2
ナノ・マイクロシステム制御特論		2	
ナノ・マイクロ知能システム特論		2	
マイクロロボット学特論		2	
ナノ・マイクロ制御システム特論		2	
マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験ＩA			2
マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験ＩB			2
マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験ⅡA			2
マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験ⅡB			2
関連科目	先端信号処理学特論	2	
	情報メカトロニクス学特論	2	
	移動システム学特論	2	
	強度解析モデリング特論	2	
	機能システム学特論	2	
	医療機械システム特論	2	
	バイオシステム特論	2	

	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（特論４単位、特別演習・実験ＩＡ～ⅡＢの合計８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。）の中から１８単位以上を選択履修しなければならない。

（3） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の９（理工学研究科　社会基盤デザイン工学専攻（修士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習及び実験
構造解析学特論Ⅰ	2	
構造解析学特論Ⅱ	2	
構造設計学特論Ⅰ	2	
構造設計学特論Ⅱ	2	
構造工学特別演習・実験ⅠA		2
構造工学特別演習・実験ⅠB		2
構造工学特別演習・実験ⅡA		2
構造工学特別演習・実験ⅡB		2
河川工学特論Ⅰ	2	
河川工学特論Ⅱ	2	
土砂水理学特論Ⅰ	2	
土砂水理学特論Ⅱ	2	
水文学特論Ⅰ	2	
水文学特論Ⅱ	2	
水工学特別演習・実験ⅠA		2
水工学特別演習・実験ⅠB		2
水工学特別演習・実験ⅡA		2
水工学特別演習・実験ⅡB		2
地盤工学特論Ⅰ	2	
地盤工学特論Ⅱ	2	
地盤解析学特論Ⅰ	2	
地盤解析学特論Ⅱ	2	
地盤工学特別演習・実験ⅠA		2
地盤工学特別演習・実験ⅠB		2
地盤工学特別演習・実験ⅡA		2
地盤工学特別演習・実験ⅡB		2
都市システム工学特論Ⅰ	2	
都市システム工学特論Ⅱ	2	

交通システム工学特論Ⅰ		2	
交通システム工学特論Ⅱ		2	
都市・交通計画学特別演習・実験ⅠA			2
都市・交通計画学特別演習・実験ⅠB			2
都市・交通計画学特別演習・実験ⅡA			2
都市・交通計画学特別演習・実験ⅡB			2
建設材料学特論Ⅰ		2	
建設材料学特論Ⅱ		2	
建設材料力学特論Ⅰ		2	
建設材料力学特論Ⅱ		2	
建設材料学特別演習・実験ⅠA			2
建設材料学特別演習・実験ⅠB			2
建設材料学特別演習・実験ⅡA			2
建設材料学特別演習・実験ⅡB			2
関連科目	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（特論４単位、特別演習・実験ⅠＡ～ⅡＢの合計８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。）の中から１８単位以上を選択履修しなければならない。

（3） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の１０（理工学研究科　環境創造学専攻（修士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習及び実験
大気組成変動学特論Ⅰ	2	
大気組成変動学特論Ⅱ	2	
水環境工学特論Ⅰ	2	
水環境工学特論Ⅱ	2	
水圏生態工学特論	2	
生態工学特論	2	
大気水環境学特別演習・実験ⅠA		2
大気水環境学特別演習・実験ⅠB		2
大気水環境学特別演習・実験ⅡA		2
大気水環境学特別演習・実験ⅡB		2
地盤数値解析学特論	2	
地盤シミュレーション特論	2	
環境変動解析学特論	2	
環境変遷学特論	2	

地圏環境学特別演習・実験ＩA			2
地圏環境学特別演習・実験ＩB			2
地圏環境学特別演習・実験ⅡA			2
地圏環境学特別演習・実験ⅡB			2
環境材料学特論		2	
資源循環学特論		2	
基礎都市基盤維持管理学特論		2	
応用都市基盤維持管理学特論		2	
都市基盤環境学特別演習・実験ＩA			2
都市基盤環境学特別演習・実験ＩB			2
都市基盤環境学特別演習・実験ⅡA			2
都市基盤環境学特別演習・実験ⅡB			2
人間工学特論		2	
省エネルギー特論		2	
居住環境設計学特論Ⅰ		2	
居住環境設計学特論Ⅱ		2	
住環境学特別演習・実験ＩA			2
住環境学特別演習・実験ＩB			2
住環境学特別演習・実験ⅡA			2
住環境学特別演習・実験ⅡB			2
関連科目	水処理工学特論	2	
	構造性能学特論	2	
	環境デザイン特論	2	
	循環型居住環境設計特論	2	
	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	
	実践インターンシップ	4	

② 履修方法

（１） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（２） 授業科目の中から１部門（特論２単位、特別演習・実験ＩＡ～ⅡＢの合計８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。）の中から２０単位以上を選択履修しなければならない。

（３） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（４） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の１の１１（理工学研究科　建築学専攻（修士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習及び実験
建築・地域デザイン特論Ⅰ	2	

建築・地域デザイン特論Ⅱ	2	
建築技術史特論	2	
建築計画特論	2	
建築スペースデザイン特論	2	
建築歴史意匠特論	2	
建築空間特論	2	
生活空間計画特論	2	
建築スペースデザイン総合設計演習ＩA		2
建築スペースデザイン総合設計演習ＩB		2
建築スペースデザイン総合設計演習ⅡA		2
建築スペースデザイン総合設計演習ⅡB		2
建築環境デザイン特論	2	
建築環境計画特論	2	
建築環境工学特論A	2	
建築環境工学特論B	2	
建築環境デザイン特別演習・実験ＩA		2
建築環境デザイン特別演習・実験ＩB		2
建築環境デザイン特別演習・実験ⅡA		2
建築環境デザイン特別演習・実験ⅡB		2
建築材料・生産特論	2	
コンクリート工学特論A	2	
コンクリート工学特論B	2	
建築材料デザイン特別演習・実験ＩA		2
建築材料デザイン特別演習・実験ＩB		2
建築材料デザイン特別演習・実験ⅡA		2
建築材料デザイン特別演習・実験ⅡB		2
建築構造工学特論Ⅰ	2	
建築構造工学特論Ⅱ	2	
建築構造解析特論Ⅰ	2	
建築構造解析特論Ⅱ	2	
建築応用力学特論Ⅰ	2	
建築応用力学特論Ⅱ	2	
建築構造デザイン特論Ⅰ	2	
建築構造デザイン特論Ⅱ	2	
建築構造工学特別演習・実験ＩA		2
建築構造工学特別演習・実験ＩB		2
建築構造工学特別演習・実験ⅡA		2
建築構造工学特別演習・実験ⅡB		2

関連科目	建築史特論	2	
	建築設計総合特論	2	
	建築設計特論	2	
	建築・都市空間特論	2	
	建築設備設計特論	2	
	鉄骨構造学特論	2	
	建築実践特論	2	
	学外特別演習	2	
	アドバンスト・インターンシップ	2	
	科学技術英語	2	
	特別講義Ⅰ	2	
	特別講義Ⅱ	2	
	実践インターンシップA-1	2	
	実践インターンシップA-2	2	
	実践インターンシップA-3	2	
	実践インターンシップA-4	2	
	実践インターンシップB-1	3	
	実践インターンシップB-2	3	
	実践インターンシップC-1	4	
	実践インターンシップC-2	4	

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（総合設計演習ＩＡ～ⅡＢ、または、特別演習・実験ＩＡ～ⅡＢの合計８単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む。）の中から２２単位以上を選択履修しなければならない。ただし、実践インターンシップについては、４単位以内に限って、修了単位として認める。

（3） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の２の１（理工学研究科　数学専攻（博士後期課程））

① 研究指導科目

研究指導科目
代数学特殊研究
幾何学特殊研究
関数方程式特殊研究
大域解析学特殊研究
数理情報科学特殊研究

② 履修方法

（1） 学生は、３年以上在学し、次に定める方法により、履修しなければならない。

（2） 研究指導科目の中から１科目を選定し、これを学生の専修科目とする。

（3） 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の２の２（理工学研究科　電気・情報・材料・物質工学専攻（博士後期課程））

①　研究指導科目

研究指導科目
電気エネルギー工学特殊研究
制御システム工学特殊研究
電気電子材料工学特殊研究
エレクトロニクス材料工学特殊研究
ビーム応用工学特殊研究
情報システム工学特殊研究
情報通信工学特殊研究
ナノ材料工学特殊研究
インテリジェント材料工学特殊研究

②　履修方法

（１）　学生は、３年以上在学し、次に定める方法により、履修しなければならない。
（２）　研究指導科目の中から１科目を選定し、これを学生の専修科目とする。
（３）　専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
（４）　博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の２の３（理工学研究科　機械工学専攻（博士後期課程））

①　研究指導科目

研究指導科目
設計機能特殊研究
ロボット工学特殊研究
反応性ガス力学特殊研究
熱現象計測特殊研究
粘性流体力学特殊研究
生産管理特殊研究
生産加工学特殊研究
材料設計工学特殊研究
破壊制御システム工学特殊研究

②　履修方法

（１）　学生は、３年以上在学し、次に定める方法により、履修しなければならない。
（２）　研究指導科目の中から１科目を選定し、これを学生の専修科目とする。
（３）　専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
（４）　博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

４の２の４（理工学研究科　社会環境デザイン工学専攻（博士後期課程））

①　研究指導科目

研究指導科目
構造システム学特殊研究
構造材料学特殊研究
空間構造デザイン学特殊研究
気圏環境学特殊研究
水域環境工学特殊研究
地盤工学特殊研究

地圏環境科学特殊研究
地域計画学特殊研究
住環境デザイン学特殊研究

② 履修方法

（1） 学生は、３年以上在学し、次に定める方法により、履修しなければならない。

（2） 研究指導科目の中から１科目を選定し、これを学生の専修科目とする。

（3） 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

５の１（農学研究科　農学専攻（修士課程））

①　授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	特別実験及び演習
作物生産学特論	2	
作物生理学特論	2	
園芸生産学特論	2	
園芸生理学特論	2	
栽培植物生産学特別演習		8
栽培植物生産学特別実験		4
分子育種学特論	2	
植物分子遺伝学特論	2	
遺伝学特別演習		8
遺伝学特別実験		4
昆虫学特論	2	
植物病理学特論	2	
生物保護学特別演習		8
生物保護学特別実験		4
生物生産経営学特論	4	
生物資源経済学特論	4	
生物資源経済学特別演習		8
生物資源経済学特別実習		4
分子微生物学特論	2	
生化学特論	2	
分子細胞生物学特論	2	
生命科学特別演習		8
生命科学特別実験		4
食品栄養科学特論Ⅰ	2	
食品栄養科学特論Ⅱ	2	
食品製造科学特論	2	
食品機能学特論	2	
食品科学特別演習		8
食品科学特別実験		4
物理化学特論	2	
有機化学特論	2	
分析化学特論	2	
分子化学特別演習		8
分子化学特別実験		4

生物制御科学特論Ⅰ	2	
生物制御科学特論Ⅱ	2	
生物制御科学特別演習		8
生物制御科学特別実験		4
植物保全生態学特論	2	
動物保全生態学特論	2	
環境生理学特論	2	
環境生物学特別演習		8
環境生物学特別実験		4
養分動態学特論	2	
土壌学特論	2	
環境汚染科学特論	2	
物質動態学特別演習		8
物質動態学特別実験		4
地球環境修復学特論	2	
植物環境応答学特論	2	
環境修復・応答学特別演習		8
環境修復・応答学特別実験		4
ランドスケープ・デザイン学特論	2	
緑地学特論	2	
ランドスケープ・デザイン学特別演習		8
ランドスケープ・デザイン学特別実験		4
フィールド生産学特論	2	
フィールドサイエンス特論	2	
フィールドサイエンス特別演習		8
フィールドサイエンス特別実験		4
農学特別演習Ⅰ		1
農学特別演習Ⅱ		1
科学倫理	1	
学術英語Ⅰ	1	
学術英語Ⅱ	1	
大学院特別講義Ⅰ	1	
大学院特別講義Ⅱ	1	
大学院特別講義Ⅲ	1	
大学院特別講義Ⅳ	1	
特別プレゼンテーション	1	
特別研修Ⅰ	1	
特別研修Ⅱ	2	

特別研修Ⅲ	4	
アドバンスト・インターンシップ	1	

② 履修方法

（１） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（２） 選定した専修分野の授業科目から特論４単位、特別演習８単位、特別実験または特別実習４単位を修得しなければならない。これら以外の授業科目（他研究科の授業科目を含む。）の中から14単位以上を修得しなければならない。

（３） 選定した専修分野を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究全般について指導を受け、修士の学位論文を提出するものとする。

５の２（農学研究科　農学専攻（博士後期課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	特殊研究	講義
栽培植物生産学特殊研究Ⅰ	2	
栽培植物生産学特殊研究Ⅱ	2	
栽培植物生産学特殊研究Ⅲ	2	
栽培植物生産学特殊研究Ⅳ	2	
栽培植物生産学特殊研究Ⅴ	2	
栽培植物生産学特殊研究Ⅵ	2	
遺伝学特殊研究Ⅰ	2	
遺伝学特殊研究Ⅱ	2	
遺伝学特殊研究Ⅲ	2	
遺伝学特殊研究Ⅳ	2	
遺伝学特殊研究Ⅴ	2	
遺伝学特殊研究Ⅵ	2	
生物保護学特殊研究Ⅰ	2	
生物保護学特殊研究Ⅱ	2	
生物保護学特殊研究Ⅲ	2	
生物保護学特殊研究Ⅳ	2	
生物保護学特殊研究Ⅴ	2	
生物保護学特殊研究Ⅵ	2	
生物資源経済学特殊研究Ⅰ	2	
生物資源経済学特殊研究Ⅱ	2	
生物資源経済学特殊研究Ⅲ	2	
生物資源経済学特殊研究Ⅳ	2	
生物資源経済学特殊研究Ⅴ	2	
生物資源経済学特殊研究Ⅵ	2	
生命科学特殊研究Ⅰ	2	
生命科学特殊研究Ⅱ	2	
生命科学特殊研究Ⅲ	2	
生命科学特殊研究Ⅳ	2	
生命科学特殊研究Ⅴ	2	
生命科学特殊研究Ⅵ	2	

食品科学特殊研究Ⅰ	2	
食品科学特殊研究Ⅱ	2	
食品科学特殊研究Ⅲ	2	
食品科学特殊研究Ⅳ	2	
食品科学特殊研究Ⅴ	2	
食品科学特殊研究Ⅵ	2	
分子化学特殊研究Ⅰ	2	
分子化学特殊研究Ⅱ	2	
分子化学特殊研究Ⅲ	2	
分子化学特殊研究Ⅳ	2	
分子化学特殊研究Ⅴ	2	
分子化学特殊研究Ⅵ	2	
生物制御科学特殊研究Ⅰ	2	
生物制御科学特殊研究Ⅱ	2	
生物制御科学特殊研究Ⅲ	2	
生物制御科学特殊研究Ⅳ	2	
生物制御科学特殊研究Ⅴ	2	
生物制御科学特殊研究Ⅵ	2	
環境生物学特殊研究Ⅰ	2	
環境生物学特殊研究Ⅱ	2	
環境生物学特殊研究Ⅲ	2	
環境生物学特殊研究Ⅳ	2	
環境生物学特殊研究Ⅴ	2	
環境生物学特殊研究Ⅵ	2	
物質動態学特殊研究Ⅰ	2	
物質動態学特殊研究Ⅱ	2	
物質動態学特殊研究Ⅲ	2	
物質動態学特殊研究Ⅳ	2	
物質動態学特殊研究Ⅴ	2	
物質動態学特殊研究Ⅵ	2	
環境修復・応答学特殊研究Ⅰ	2	
環境修復・応答学特殊研究Ⅱ	2	
環境修復・応答学特殊研究Ⅲ	2	
環境修復・応答学特殊研究Ⅳ	2	
環境修復・応答学特殊研究Ⅴ	2	
環境修復・応答学特殊研究Ⅵ	2	
ランドスケープ・デザイン学特殊研究Ⅰ	2	
ランドスケープ・デザイン学特殊研究Ⅱ	2	
ランドスケープ・デザイン学特殊研究Ⅲ	2	
ランドスケープ・デザイン学特殊研究Ⅳ	2	
ランドスケープ・デザイン学特殊研究Ⅴ	2	
ランドスケープ・デザイン学特殊研究Ⅵ	2	
生物資源学特殊講義		1
応用生物化学特殊講義		1
生物環境科学特殊講義		1

生物資源学リテラシー		1
応用生物化学リテラシー		1
生物環境科学リテラシー		1
先端学術英語		1
特殊プレゼンテーション		1
研究倫理		1
知的財産マネジメント		1

② 履修方法

（1） 学生は、３年以上在学し、次に定める方法により、１６単位以上を修得しなければならない。

（2） 選定した特殊研究Ⅰ～Ⅵを修得しなければならない。これら以外の授業科目の中から４単位以上を修得しなければならない。

（3） 選定した特殊研究を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究全般について指導を受け、博士の学位論文を提出するものとする。

6（薬学研究科　薬学専攻（博士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習・実験
環境衛生科学特論	4	
環境衛生科学特殊研究Ⅰ		5
環境衛生科学特殊研究Ⅱ		5
環境衛生科学特殊研究Ⅲ		5
環境衛生科学特殊研究Ⅳ		5
医療情報科学特論	4	
医療情報科学特殊研究Ⅰ		5
医療情報科学特殊研究Ⅱ		5
医療情報科学特殊研究Ⅲ		5
医療情報科学特殊研究Ⅳ		5
病態解析科学特論	4	
病態解析科学特殊研究Ⅰ		5
病態解析科学特殊研究Ⅱ		5
病態解析科学特殊研究Ⅲ		5
病態解析科学特殊研究Ⅳ		5
薬物治療科学特論	4	
薬物治療科学特殊研究Ⅰ		5
薬物治療科学特殊研究Ⅱ		5
薬物治療科学特殊研究Ⅲ		5
薬物治療科学特殊研究Ⅳ		5
薬物動態科学特論	4	
薬物動態科学特殊研究Ⅰ		5
薬物動態科学特殊研究Ⅱ		5
薬物動態科学特殊研究Ⅲ		5
薬物動態科学特殊研究Ⅳ		5
医療英語特論	2	
臨床薬学研修		2
海外臨床研修		2
臨床腫瘍学特論	2	
がん薬物療法学特論	2	
緩和医療学特論	2	
基礎薬学特論	2	

② 履修方法

（１）　学生は、４年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（２）　専修分野のいずれかの特論１科目を専修科目とし、必ず履修しなければならない。

（３）　専修科目の他に、特論（関連科目含む）２科目を選択履修し、専修科目と合わせて３科目、１０単位以上及び特殊研究Ⅰ～Ⅳ（特殊演習・実験）を履修しなければならない。

（４）　専修科目の特殊研究の担当者を指導教員として、学生は、授業科目の選定及び学位論文の作成その他研究一般について、指導を受けるものとする。

（５）　博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

7の1（都市情報学研究科　都市情報学専攻（修士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	特別研究
総合地域政策学特論	2	
都市公共政策特論	2	
都市福祉政策学特論	2	
都市行政学特論	2	
都市財政学特論	2	
国際社会学特論	2	
都市経営情報学特論	2	
保健医療情報学特論	2	
認知情報学特論	2	
都市空間基盤学特論	2	
高度情報基盤学特論	2	
都市交通基盤学特論	2	
都市災害環境学特論	2	
都市環境デザイン学特論	2	
都市環境政策学特論	2	
比較都市環境学特論	2	
総合地域計画学特論	2	
地域空間構造学特論	2	
サービスサイエンス特論Ⅰ	2	
サービスサイエンス特論Ⅱ	2	
サービスサイエンス特論Ⅲ	2	
サービス情報数学特論Ⅰ	2	
サービス情報数学特論Ⅱ	2	
社会システム学特別研究		10
都市創造学特別研究		10

② 履修方法

（1） 学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（2） 授業科目の中から１部門（特論２単位、特別研究１０単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。専修科目のほか、特論科目から９科目１８単位以上（ただし、所属専修分野から５科目１０単位以上）を選択履修しなければならない。

（3） 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

7の2（都市情報学研究科　都市情報学専攻（博士後期課程））

① 研究指導科目

研究指導科目
社会情報システム学特殊研究
人間情報システム学特殊研究
社会基盤創造学特殊研究
都市環境創造学特殊研究

② 履修方法

（1） 学生は、3年以上在学し、次に定める方法により履修しなければならない。

（2） 研究指導科目の中から1科目を選定し、これを学生の専修科目とする。

（3） 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（4） 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

8（人間学研究科　人間学専攻（修士課程））

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	必修	選択
人間学特別演習	2	
コミュニケーション特別演習	2	
教育基盤開発学特論		2
臨床教育心理学特論		2
教育人間行動学特論		2
社会心理学特論		2
健康心理学特論		2
人間形成基軸論特論		2
学校教育文化特論		2
家族関係社会学特論		2
社会学理論特論		2
都市文化環境学特論		2
歴史社会論特論		2
社会コミュニケーション特論		2
公共性と現代社会特論		2
言語コミュニケーション特論		2
英米文学特論		2
英語学特論		2
言語学特論		2
多文化共生特論		2
ヨーロッパ文化特論		2
学外語学研修		2
教育社会調査		2
発達心理学演習		2
人間学特別研究	8	

② 履修方法

（１）　学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（２）　授業科目の中から、必修科目１２単位、選択科目１８単位以上を履修しなければならない。

（３）　特別研究を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。

（４）　修士の学位論文は、研究指導科目について提出するものとする。

９の１（総合学術研究科　総合学術専攻（博士前期課程））

①　授業科目及び単位数

授業科目		単位数	
		講義	特別研究
総合学術特論Ⅰ		2	
総合学術特論Ⅱ		2	
物質情報学特論		2	
分子設計化学特論		2	
環境調和型化学反応論特論		2	
環境システム論特論		2	
生態機能科学特論		2	
海洋資源構造学特論		2	
生物情報学特論		2	
資源生物機能学特論		2	
生物集団システム論特論		2	
社会科学特論		2	
人間学特論		2	
人格発達心理学特論		2	
健康心理学特論		2	
人間行動学特論		2	
社会心理学特論		2	
老年心理学特論		2	
カウンセリング論特論		2	
薬効解析学特論		2	
健康行動学特論		2	
身体運動科学特論		2	
生体機能制御学特論		2	
遺伝子情報解析学特論		2	
長寿科学特論		2	
物質・環境科学特別研究			12
生物・環境科学特別研究			12
心理学特別研究			12
生命科学特別研究			12
関連科目	多文化共生論特論	2	
	文化社会学特論	2	

②　履修方法

（１）　学生は、２年以上在学し、次に定める方法により、３０単位以上を修得しなければならない。

（２）　授業科目の中から１部門（特論２単位、特別研究１２単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。「総合学術特論Ⅰ」、「総合学術特論Ⅱ」ならびに専修科目のほか、関連科目（他研究科の授業科目を含む。）を含めて１６単位以上を選択履修しなければならない。
（３）　専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
（４）　修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

９の２（総合学術研究科　総合学術専攻（博士後期課程））

①　研究指導科目

研究指導科目
物質・環境科学特殊研究
生物・環境科学特殊研究
人間・社会科学特殊研究
生命科学特殊研究

②　履修方法

（１）　学生は、３年以上在学し、次に定める方法により、履修しなければならない。
（２）　研究指導科目の中から１科目を選定し、これを学生の専修科目とする。
（３）　専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
（４）　博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

別表第３（第３２条関係）

研究科名	専　攻　名	免許状の種類	免許教科
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
理工学研究科	数学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	材料機能工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	応用化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	交通機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	メカトロニクス工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	社会基盤デザイン工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	環境創造学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	建築学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
農学研究科	農学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科・農業